

個人住民税の給与からの特別徴収制度について

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村へ納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、パート・アルバイト等を含む全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の3）

特別徴収は従業員の方にとってメリットのある制度ですので、事業主の皆様にはご理解とご協力を願いします。

【特別徴収によるメリット（従業員）】

- ① 金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、納め忘れる心配もありません。
- ② 自分で納付する場合の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの負担が少なくて済みます。

なお、春日部市公式ホームページにおいて、特別徴収に関するご案内や各種申請書類の様式を掲載していますのでご参考ください。

また、特別徴収の制度や申請手続き等のお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。

お問い合わせ

市民税課 個人住民税担当 電話番号 048-796-8774

法人市民税について

法人市民税は、市内に事務所等及び寮等を有する法人に申告と納税義務がある税金で、法人税の額に応じて算出される「法人税割」と、従業者数などに応じて算出される「均等割」からなります。

納税については、納税義務者が税額を自ら計算して確定申告等の方法により申告・納付する必要があります。

納税義務者

1. 市内に事務所又は事業所を有する法人
2. 市内に保養施設等を有する法人
3. 市内に事務所等又は保養施設等を有する法人でない社団、または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの、又は法人課税信託の引受を行うもの
4. 法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所等を有するもの

設立等の届出

法人の設立・設置・変更などがあった場合は、30日以内に「法人の設立等に関する申告書」を、届出内容に関する必要書類を添えて提出してください。

法人市民税の申告・納付

納税義務がある法人は、原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内に自ら税額を計算して申告・納付する必要があります。

税率、各種申請書類については、春日部市公式ホームページに掲載していますのでご参考ください。

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

市民税課 諸税担当 電話番号 048-796-5413

償却資産の申告について

春日部市内において会社や個人の方が、事業のために所有している構築物、機械、工具、器具、備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産を所有している方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について毎年1月31日までに申告くださいますようお願いします。

申告の対象となる資産

- 固定資産に関する帳簿に計上されている全ての資産
- 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産
- 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産
- 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し、事業の用に供している資産
- 資産の所有者が、他の者に貸し付けて事業の用に供している資産
- 建物の附属設備[賃借人が賃借建物に施した附属設備（簡易間仕切・店舗造作等）]

種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1種	構築物	門、塀、構内舗装、看板、緑化施設等の外構工事等
2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備等
3種	船舶	ボート、釣り船等
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5種	車両及び運搬具	自動車税・軽自動車税の対象外の特殊自動車等
6種	工具・器具・備品	パソコン、陳列ケース、医療機器、理容及び美容機器等

お問い合わせ

資産税課 償却資産担当 電話番号 048-796-8704